

奈良県選挙管理委員会告示第七十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成三十年二月二十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川 清孝

名 称	所 在 地
介護付有料老人ホーム青藍の郷	大和郡山市本庄町三一二番地一
特別養護老人ホームビオスの丘三郷	生駒郡三郷町信貴南畑一丁目七番二六号